

原子力災害時における後志自動車道の利用に係る基本的な考え方

原子力災害時の住民等の円滑な避難のため、後志自動車道の利用に係る基本的な考え方を以下のとおり整理する。

■ 原子力災害の各事態における避難対象住民と余市 IC の対応は、以下のとおり。

事態区分		避難対象住民			余市 IC の対応
AL : 警戒事態					通常どおり
SE : 施設敷地緊急事態		PAZ 要配慮者[泊村]、UPZ 一時滞在者[札幌方面への移動者]			下り線：通常どおり 上り線：通行制限
GE : 全面緊急事態	放出前	PAZ 住民[泊村]			上下線：通行制限 料金所ゲートを開放し退避
	放出後	一時移転対象区域の UPZ 住民※ [泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町]	ケース 1	余市町が一時移転対象区域ではない場合	
			ケース 2	余市町が一時移転対象区域となった場合	

※放射性物質放出後、空間放射線量率が基準値（OIL2：20 μ Sv/h）を超えた区域は一時移転を実施。

一時移転の際には、UPZ 境界近傍で避難退域時検査を実施。その他の区域は屋内退避を継続。

後志自動車道を避難経路とする町村

＜基本避難経路とする町村＞

PAZ：泊村、UPZ：泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町

■ 余市 IC の対応

余市 IC の職員は、SE 段階、GE 段階（放出前）、GE 段階（放出後）ケース 1 の場合は、余市町は一時移転対象区域ではないことから、余市 IC から小樽塩谷 IC 方面の下り線は通常どおりの業務を行い、小樽塩谷 IC から余市 IC 方面の上り線は通行制限を行う。

GE 段階（放出後）ケース 2 の場合は、余市町が一時移転対象区域となることから、余市 IC～小樽塩谷 IC 間は上下線通行制限とし、料金所ゲートを開放後、余市 IC の職員も避難退域時検査を受け退避する。

[参考]

防災業務関係者の被ばく管理は、地域防災計画において、原則として各機関ごとに行うものとし、応急対策活動期間中の放射線防護に係る指標として、応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とするとしている。

また、応急対策活動に従事する民間事業者については、地域防災計画及び原子力災害対策関係府省会議において、1mSv の範囲内で協力を要請することとしている。

■ 原子力災害時の後志自動車道の運用

➤ SE 段階

余市 IC の対応：下り線通常どおり、上り線通行制限

- ◆ 泊村の PAZ 要配慮者は、余市 IC から後志自動車道に入り、小樽塩谷 IC と小樽 JCT を通過し、札幌西 IC で降り一時滞在場所へ移動する。
- ◆ UPZ の一時滞在者のうち札幌方面へ移動する者は、余市 IC から後志自動車道に入り、小樽塩谷 IC と小樽 JCT を通過し、目的地へ移動する。

➤ GE 段階（放出前）

余市 IC の対応：下り線通常どおり、上り線通行制限

- ◆ 泊村の PAZ 住民は、余市 IC から後志自動車道に入り、小樽塩谷 IC と小樽 JCT を通過し、札幌西 IC で降り一時滞在場所へ移動する。

➤ GE 段階（放出後）

＜ケース 1：余市町が一時移転対象区域ではない場合＞

余市 IC の対応：下り線通常どおり、上り線通行制限

- ◆ 一時移転対象区域となった泊村、神恵内村、積丹町、古平町の住民は、余市町内で避難退域時検査を受け、余市 IC から後志自動車道に入り、小樽塩谷 IC と小樽 JCT を通過し、札幌西 IC（神恵内村の住民は銭函 IC）で降り一時滞在場所へ移動する。ただし、古平町の住民は、余市 IC から後志自動車道に入り、小樽塩谷 IC で降り、国道 5 号を通過し小樽市の一時滞在場所へ移動する。

＜ケース 2：余市町が一時移転対象区域となった場合＞

余市 IC の対応：料金所ゲート開放

- ◆ 一時移転対象区域となった泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町の住民は、余市 IC から後志自動車道に入り、一度、小樽塩谷 IC で降りて、避難退域時検査（車両検査）を受け、基準値（40,000cpm）以下の車両は、再度、小樽塩谷 IC から後志自動車道に乗り、小樽 JCT を通過し、札幌西 IC（神恵内村の住民は銭函 IC）で降り一時滞在場所へ移動する。ただし、古平町の住民は、余市 IC から後志自動車道に入り、小樽塩谷 IC で降りて避難退域時検査（車両検査）を受け、基準値以下の車両は、国道 5 号から小樽市の一時滞在場所へ移動する。
- ◆ 小樽塩谷 IC での避難退域時検査（車両検査）の結果、基準値を超えた車両は、近隣の施設に移動し車両の除染と住民検査を行う。（基準値以下となった場合は、上記のとおり移動する。）

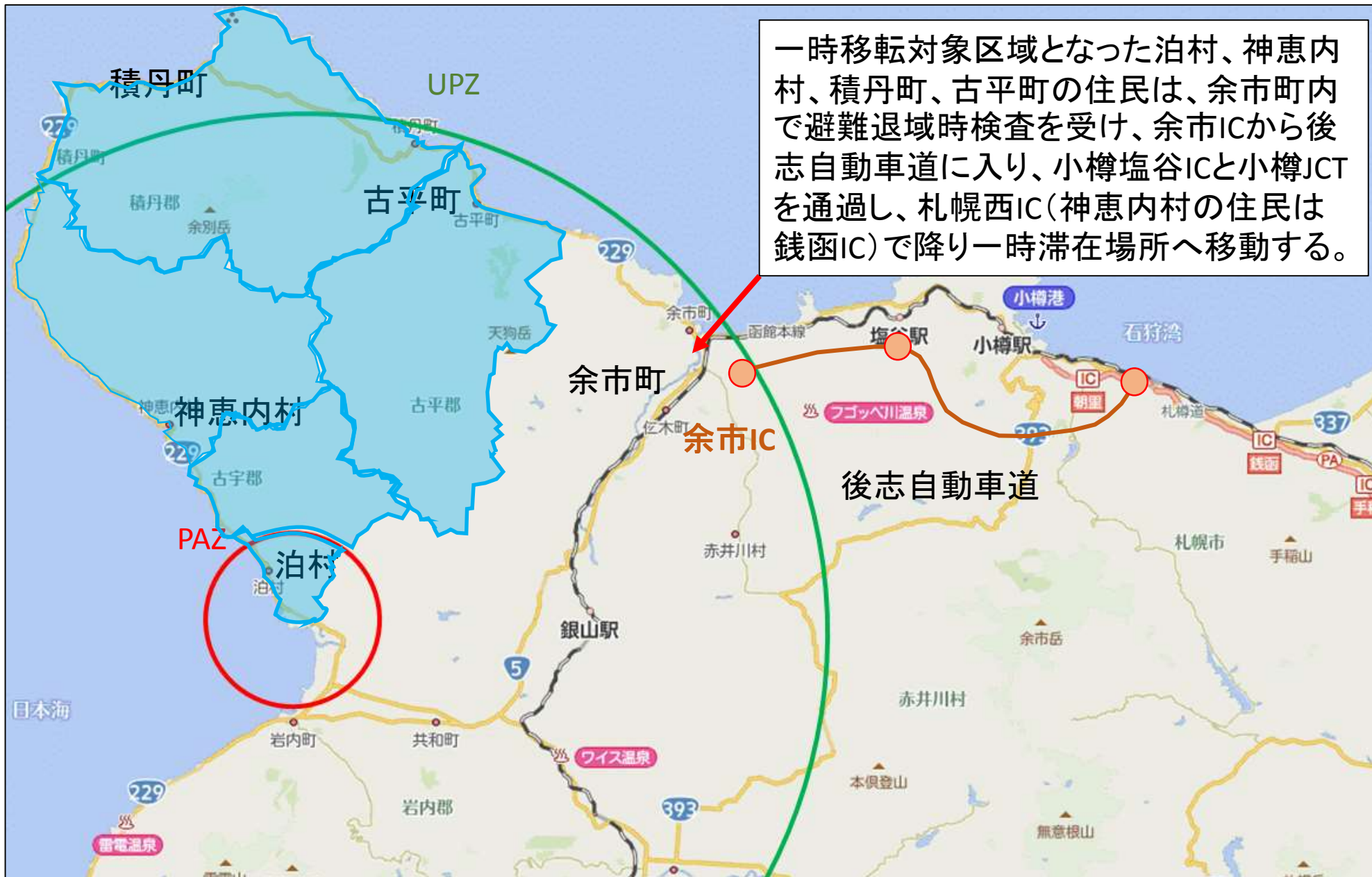
■ UPZ 内への車両の進入規制

- ◆ SE 段階で避難等の防護対策が指示されることから PAZ 及び UPZ 内への立入を制限するため、SE 段階から PAZ 及び UPZ 内に車両等が進入しないよう通行制限が行われる。このため、後志自動車道を小樽方面から余市方面へ向かう全ての車両は、原則、小樽塩谷 IC で降ろすこととする。

※ただし、緊急車両等は小樽塩谷 IC より余市 IC へ走行可能とする。

原子力災害時の後志自動車道の利用(ケース1)

GE段階(放出後)ケース1: 余市町が一時移転対象区域ではない場合



原子力災害時の後志自動車道の利用(ケース2)

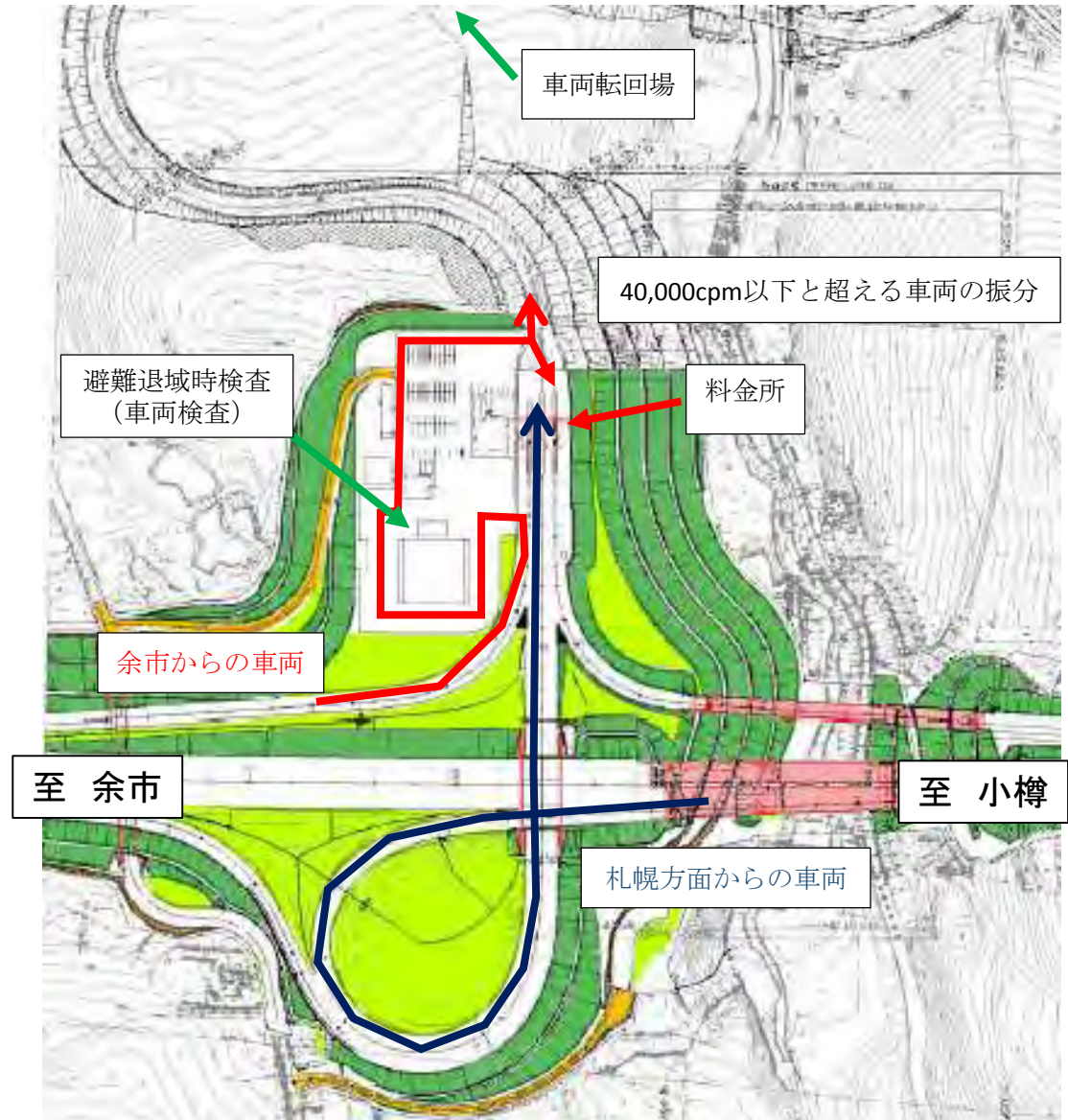
GE段階(放出後)ケース2: 余市町が一時移転対象区域となった場合



一時移転対象区域となった泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町の住民は、余市ICから後志自動車道に入り、一度、小樽塩谷ICで降りて、避難退域時検査(車両検査)を受け、基準値(40,000cpm)以下の車両は、再度、小樽塩谷ICから後志自動車道に乗り、小樽JCTを通過し、札幌西IC(神恵内村の住民は銭函IC)で降り一時滞在場所へ移動する。

小樽塩谷ICでの避難退域時検査(車両検査)の結果、基準値を超えた車両は、近隣の施設に移動し車両の除染と住民検査を行う。(基準値以下となった場合は、上記のとおり移動する。)

<小樽塩谷IC>



安定ヨウ素剤住民説明会の結果について

令和元年5月 地域医療課

○ 道と泊村及び共和町では、本年5月に安定ヨウ素剤に係る住民説明会を実施。

※泊村は事前問診の上安定ヨウ素剤を事前配布。共和町は避難を行う際にバス集合場所での緊急配布のため事前問診のみ実施

【内 容】

- ・安定ヨウ素剤の(事前)配布について
- ・安定ヨウ素剤の効果・副作用等について
- ・個別診問診

【結 果】(PAZ)

	R1.5 問診者数	累計 問診者数	対象 住民数	問診率
泊村	34	942	1,198	78.6%
共和町	82	730	1,107	65.9%